

## 不妊治療・不育症治療費を助成します

少子化対策の一つとして、不妊治療や不育症治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成しています。

### 対象者

申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、次のすべてに該当する方

- ①法律上の婚姻をしているご夫婦
- ②医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦
- ③美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦
- ④医療保険各法（国保や社保など）の被保険者（本人や家族など）
- ⑤町税などの滞納がない方

### 助成額

- ・一般不妊治療…治療1回につき10万円以内  
(通算5年以内)
- ・特定不妊治療…年間10万円以内（通算5年以内）  
※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成  
※特定不妊治療の秋田県からの助成額については、仙北地域振興局 福祉環境部へお問い合わせください。  
(☎0187(63)3404)
- ・不育症治療…治療1回につき15万円以内  
(通算5年以内)

### 申請期限

3月31日(出)

### 必要なもの

- ①美郷町不妊治療・不育症治療費補助金申請書、印鑑
- ②夫婦の住民票（3カ月以内のもの、写しでも可）
- ③夫婦の保険証の写し
- ④治療費の領収書の写し
- ⑤助成金の振込口座番号（通帳の写し）
- ⑥不妊治療の場合…一般または特定不妊治療受診等証明書  
不育症治療の場合…不育症治療実施医療機関証明書
- ⑦秋田県特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方は  
・秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し  
・秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し  
・秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し（指定医療機関の指示により他の医療機関を受診した場合）
- ⑧初回申請時に限り、戸籍謄本の提出が必要。県の助成事業対象者は不要。

### 申請手続

年度末は申請が混み合います。事前に下記へ電話連絡の上、申請してください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

## ひとり親の皆さんへ 就業のための相談・情報提供をします

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の母、父および寡婦等の方々に対し、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など、ひとり親家庭の就業自立のための支援を行っています。お気軽にご相談ください。

**就業相談** ● 窓口・電話・FAX・メールで受付します。

**講習会** ● ホームページに随時情報を掲載しています。

秋田県ひとり親家庭  
就業・自立支援センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階  
☎018(896)1531 FAX018(866)2166  
URL <http://www.hitori.on.arena.ne.jp> E-mail [jiritusien@blue.ocn.ne.jp](mailto:jiritusien@blue.ocn.ne.jp)  
利用時間 ● 平日 午前8時半～午後5時

### ■情報の提供

登録者へ求人情報の提供(ホームページ等にも掲載しています。)

### ■生活相談

子育て・生活・養育費等の相談に応じます。

問 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ☎018(896)1531  
町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907 内線1505

## 詐欺用心! 「振り込め詐欺」にご注意ください!

1つでも当てはまる場合は「振り込め詐欺」の可能性  
があります!手続きを一旦保留して、ご相談ください。

### ■電子マネーを購入される方へ

「電子マネー・ギフト券の番号を教えて」  
という話は「詐欺」です!

- ・メールや電話で料金請求されたものではありませんか?
- ・使った覚えのないサイトなどの請求ではありませんか?
- ・インターネット閲覧中知らないうちに会員登録されたサイトなどの支払いではありませんか?

### ■お荷物を送られる方

「宅配便で現金を送って」  
という話は「詐欺」です!

- ・お荷物の中に現金が入っていませんか? (法律等により現金の送付はできません)
- ・品名に「衣類」「本」「書類」「食品」などと嘘を書くように頼まれていませんか?
- ・依頼主の欄に、「実在しない会社の社名・住所」や「同上」と書くように頼まれていませんか?
- ・「お金を支払わないと逮捕される」「お金を支払えば解決できる」「後日返金する」などと言われて現金を送ろうとしていませんか?

問 大仙警察署 ☎0187(63)3355 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903  
美郷交番 ☎0187(84)2004

## 企画財政課

## 行政区の活動拠点となる集会施設等の 整備事業に補助金を交付しています

### ■集会施設等の新築（全部改築を含む）を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

申込方法●事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

- ※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
- ※改修内容などによっては、補助の対象とならない場合もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### ■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

### ■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

### ■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)  
※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

## 行政区やボランティア団体等が 自主的に行う事業に補助金を交付しています

### ■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業 (伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

### ■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

- ※ただし、補助金の交付が4回以上の事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

申込方法●事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

- ※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901